



刑事裁判における DNA型鑑定 —えん罪は防げるのか—



DNA型鑑定は、捜査手続において活用され、刑事裁判において重要な証拠の一つとして利用されている。科学的鑑定は、とくに新しく開発された方法の場合、その科学的信頼性が過度に肯定的に評価されることもあり、足利事件におけるDNA型鑑定はその典型例であった。一方、この事件で被告人の無実を明らかにしたのもDNA型鑑定であった。

本講演では、足利事件や本年1月12日に福岡高裁宮崎支部で逆転無罪判決が出された鹿児島強姦事件をはじめ、多くの刑事裁判でDNA型鑑定を行ってきた法医学の専門家が、現在使用されているSTR法の内容と手順などDNA型鑑定の実際を明らかにし、その限界を検討する。

講師

押田 茂實 氏

日本大学名誉教授(法医学)、神楽坂法医学研究所所長

コメント

森岡 安廣

証拠の収集と保管研究班研究員、大学院法務研究科教授、元大阪高裁判事

司会

山名 京子

証拠の収集と保管研究班主幹、大学院法務研究科教授

聴講自由
申込不要

2016年 **3月18日** (金)

15:30~17:30

関西大学千里山キャンパス
児島惟謙館第2会議室

問い合わせ先

関西大学 研究所事務グループ

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35

TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721

E-mail : hogakuken@ml.kandai.jp

